

◇===== [ 第61号 ] =====◇

唯契の窓 唯物論的社会契約論研究所月報 2023年7月1日

◇=====◇

先月個人的な話として、就農(帰農)する予定ですとご報告しました。その一環として、兵庫県立農業大学校の就農予定者研修を受講しはじめています。6月22日に第一回目の講義(座学)を受講したのですが、そこで農業簿記と言うものを学びました。

個人的な学びではあっても、そこに社会問題を発見するという事はまああることで、一つ大きな問題意識を持ちました。今回はそれについての話題と、第211回通常国会の閉会に関連して、法律と言うものの問題点について、理論的な考察を二本お届けします。

いつもと違って時事分析というわけではありませんが、理論構築上の試論としてご一読賜ればと思います。

☆===== [ 法律論について ] =====☆

第211回通常国会が閉会しました。

今国会では、マスコミも大きく報じた悪法が何本も成立してしまいました。とりわけ敵基地攻撃能力をもつスタンドオフミサイルの購入を決めた予算とそれを財源的に保障するための法律(正式名称:我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法案)やLGBTQ当事者の方から大きな批判のあった「性的指向及び性同一性の多様性に関する国民の理解の増進に関する法律案」、さらに国際的な批判を受けている「戦争等避難者に係る出入国管理及び難民認定法の特例等に関する法律案」、海上保安庁を戦時下統制に置く「自衛隊法及び海上保安庁法の一部を改正する法律案」などがその代表です。

国の在り方を根本的に変えてしまうような大問題ばかりですが、いともあっさり成立させられてしまいました。そのこと自体ここで話題にするべき事ではありますが、今回は法律とは何なのかという理論的な側面から考えてみたいと思います。

岸田首相がよく使う言葉に「法の支配」とか「法の支配の重要性」といったフレーズがあります。そしてもう一つ「悪法も法である」<sup>1</sup>という言葉。この二つの言葉から浮かび上がる大きな矛盾があります。

まず何故「悪法」が法律として成立するのかという問題。ここには現代社会

---

<sup>1</sup> これはギリシャの哲学者ソクラテースが裁判にかけられて、毒による自害を迫られた時の言葉と俗には言われていますが実際には違うようです。例えば  
<https://diamond.jp/articles/-/314004>

人の「法律」と言うものに対する誤った理解(合意)が存在していることが考えられます。大づかみに言って、近現代の社会では、「法律とは人と人の約束事だ」と考える事が常識となっているようです。

例えば、碧海純一は、法律について次のように述べています。

法というものは、言語、神話、宗教、道徳、経済などと同じく、文化の一部分である。<sup>2</sup>

「法」の正確な定義を与えることは非常にむずかしいが、このことばの意味を曖昧なままにしておく、今後の論述にさしつかえるので、本書では、一応、つぎのような用語上の約束をしておこう。「〈法〉とは、〈政治的に組織された社会の——その成員によって一般的に承認され、かつ究極においては物理的強制力に支えられた——支配機構によって定立または承認され、かつ強行される規範の総体〉である」。この意味での「法」の中には、憲法、法律、命令、地方公共団体の条例などのような立法が入ることはもちろんであるが、そのほか、いわば自然発生的に生成する慣習法や裁判所の作る判例法などもやはりその中にふくまれる。<sup>3</sup>

法学者と言うのは実に言葉を難しく飾りたがる癖があるようですが、要は社会契約説に基づく、社会の構成員相互の約束事であるという認識がなされていると考えて間違いありません。

多くの法学の入門書を読んでも、さまざまな見解はありながらも、法律が人と人の約束事だという点では共通しているようです。

法律がそのようなものであると認識されている以上、岸田首相の言うような「法の支配」はあり得るのかという疑問がわきます。「法の支配」とは「法律が支配すること」なのですが、肝心の「法」に人間の思惑、それも社会的に立場の異なる人間の思惑が介在する以上、「法の支配」はありえないことになります。現実には存在するのは「法による支配」であって、今国会でも見られたように、社会的な支配勢力が数の力で悪法を強行することが常なのですから、これは支配層の「法を通じた支配」以外の何物でもありません。

では本当に「法の支配」とはありえないものなのか。実はあり得るのであって、それは「法律」と言うものの理解を科学的に行えば容易に解ります。

唯物論的社会契約論では、「法律」は次のように定義されます。

「法律とは、生物種としての人類が選択した生存戦略から必然的に要請される社会の共通規範である」

---

<sup>2</sup> 碧海純一著 『法と社会 新しい法学入門』中央公論新社、東京、2002年4月25日51版 5頁

<sup>3</sup> 同、17頁

このことが理解されるならば、「悪法」は存在しえないことがわかるでしょう。なぜなら、それは法律の定義から外れた「悪しき取り決め」に過ぎないからです。

実は碧海純一などの法学者も、人びとの間の取り決めとしての「法律」には限界を感じてはいます。 碧海純一の場合、

しかし、この「社会契約」理論は、現存秩序の倫理的正当化の根拠としてはいざ知らず、少なくとも人間社会の歴史的起源に関する説明としては、経験的な根拠がきわめて薄弱であるといわざるをえない。人間がいわゆる「自然状態」——すなわち、各人がいかなる統制にも服することなく、完全な自由を享受していた状態——から「社会契約」という理性的・自覚的な行為によって、支配・服従の秩序を作り出した、ということは、歴史的研究はいうに及ばず、未開社会やサル社会などについての研究の成果ともあきらかに合致しない。<sup>4</sup>

と社会契約説を否定しておきながら、

もちろん、たてまえと現実とは別であって、「人でなく、法が統治する」という原則は、厳密に言えば、あくまで神話にすぎない<sup>5</sup>

と、社会契約説に囚われたまま、「法律」の科学的な定義を為していないため、理論的な大混乱を引き起こしているのが見て取れます。その混乱の中で

私も、このような普遍妥当的な行動基準の探求が無意味だといっているわけでは決してない。それどころか、この方向への努力はつねにつづけられるべきであり、そして、将来、国境や人種的差別や多くの心理的障害を越えて、世界の諸国民の一体感が強まるにつれて、それぞれのタイプの文化・良心を尊重しながらも、人類全体のためにいわば最大公約数ともいべきものを求めることが可能になるであろう。<sup>6</sup>

などという淡い期待を語るしかなくなっているのは、論理的破綻が露呈していて、見るも気の毒な状態にも思えます。

つまりここでも(観念論的)社会契約説の呪縛、あるいは神話は、強力な浸透力をもって人々の意識を捉えてしまっているのもあって、この認識そのものを改めなければ、人びとはいつまでたっても強者の「法による支配」を甘受しなくてはならないでしょう。さらには法の強制力を国家の実力(武力)に求めざる

---

<sup>4</sup> 碧海純一、前掲書、39頁

<sup>5</sup> 碧海純一、前掲書、24頁

<sup>6</sup> 碧海純一、前掲書、49頁

を得ないようなみじめな法律論が、未来永劫続くことになってしまいます。「法律の根拠」あるいは「法律の強制力」は、科学的な意味での社会契約そのものに裏打ちされているという事すら、神話に凝り固まった法律学者には見えもしていなければ、理解するにも及ばないのです。

これは「基本的人権」の有害な側面(特に労働力市場の存在を許容する概念装置)をも容認するという点で、人類の未来に禍根を残すことになるでしょう。

なお、本来であれば古典でもあるモンテスキューの『法の精神』についても触れて、何らかの評価を行うべきであるとは思いますが、実のところ彼の主意を理解するのに少々手間取っております。紙面の関係もあり省略しますが、いづれきちんと評価したいと思います。

「法律」とは何かという、法理論のそもそもの大前提から見直す必要が明白となってきました。

☆====[ 農業経営の問題点 ]=====☆

経営のあるところには、簿記が存在します。農業にもそれはありまして農業簿記と呼ばれています。

その目的は他の経営と同じく、農家の経営実態を客観的に把握することにあります。青色申告を正確に行うためにもこれは必要なことなのですが、その貸借対照表をみて、違和感を覚えました。

個人的な経験で申し上げますと、社会に出てからこれまで一貫して医療機関で働いてきましたが、その際に目にした貸借対照表の中には「人件費」と言う費目がありました。おそらく他の業種でもそうなのでしょうが、労働者を雇い入れている場合には必ず入っている費目なのではないでしょうか。ところが、農業簿記にはその費目がありません。詳しく聞くと、農業法人などで労働者を雇い入れている場合には、法人の貸借対照表の中には当然「人件費」はあるのだそうです。要は個人経営の場合労働者を雇い入っていないのでこの費目は不要なのだそうです。

いま筆者が勤務している法人の、会計監査を担当していただいている税理士事務所の方に伺ったところ、農業に限らず、自営業者の場合には同様に「人件費」と言う費目は不要とされているようです。

さて、これが意味するところは何なのか。ここに問題があります。

この貸借対照表を基に損益計算を行うと、

粗利益 = 売上 - 原価(施設・設備、原材料、減価償却費)

という事になります。あれ？農家の生活費はどこに含まれるのでしょうか？この問いには「事業主貸」という費目がかぎになってきます。要は、農業経営が経営者にお金を貸したという外形を取るわけです。

しかしそうなるとうなる疑問が。これは農家の生活費となって消費される一方ですから、返ってこない資金になるのでは？すると貸方の資産が増えるばかりで、おかしい事にならないのか？

こう質問しますと、逆に「事業主借」という費目があって、年度末に相殺されるのだそうです。両者が同額になるとは限らないようですが、一方的に貸方が増えるという事はないのだそうです。この辺りの事は実際に経験してみないと解らないかもしれません。もっと勉強しないといけません。

ただ、ここで問題にしたいのはそこではありません。問題の核心は、農産物の原価計算ができないのではないかと、言う点にあります。

これまでもくどい位に述べてきましたが、商品の交換価値はその生産に投下された労働力の量(質量)によって決まります。原材料や施設などの費用もそれらを生産するために投下された労働力の価格が固定されたものですから、労働力の量である事には変わりありません。であれば、農産物の価格もその労働力の量が明らかにならないと決められないはずで、ところがその基礎となる「人件費」が組み込まれていない。これはどういう事なのでしょう。

結論的に言えば、農家には商品価格を設定する権能は認められていないという事です。農業経営は、農産物市場での商品価格を受け入れるしかなく、その範囲で経営活動を行うように強要されているという事に他なりません。これでは農業経営など立ち行かなくなるのは当然と言えば当然です。特に人件費の極めて安い発展途上国の農産物の価格と競合を強いられると、いともたやすく経営破綻してしまいます。

先日バングラディッシュの経済危機のテレビニュースをたまたま見ていましたところ、現地のサラリーマンの月収は日本円にして2万2千円ほどだと報じていました。これでどうやって日本の農業を続けられるのでしょうか。

少なくとも農家が、この農産物の価格はこういう理由でこの価格なのだという事を客観的に示せるように、きちんと労働量の管理も踏まえた原価計算ができるような仕組みが必要だと思います。

しかし公式の農業簿記がこれでは・・・。まさに政府が資本家の為に労働力価格を抑えるために農業に極端なしわ寄せをしていることの明らかな証左のような制度設計の下で、何ができるのか。

そう、政府がやらないなら農家が自分ですることです。と言うわけで、農産物の原価計算が農家自身でできるようなアプリケーションを開発して無償配布するというのはどうでしょうか。定年退職後はまずこれを作成してみようと思います。

蟻の反乱、螻蛄の斧と言われるかもしれませんが、可能性があるとするればそ

こちらではないかと思うのです。

☆=====☆

◆===== [コラム] =====◆

「悪魔の問い」という言葉をご存知でしょうか？多分ご存知ないと思います。この間に筆者が「発見」したばかりの言葉ですから。

「悪魔の問い」とは、一見何の変哲もないような質問に見えて、その実質問者(設問者)の求める回答や思考様式に回答者を引きずり込む目的をもって行われる質問(設問)を言います。この場合質問者(設問者)がそれを意図的に行っているかどうかは問いません。結果的にそのような回答を引き出すような質問(設問)は全て「悪魔の問い」です。

具体的にどのような質問(設問)が「悪魔の問い」と呼ばれるのでしょうか。

顕著な例は「トロッコ問題」でしょう。例えば次のような例があります。

「あなたは線路のポイント近くにいる。そこに暴走してブレーキの利かなくなったトロッコが走ってきた。ポイントの先は線路が二本に分かれていて、一本には5人の作業員が作業中、もう一本には1人の作業員が作業中である。作業員は皆トロッコの暴走に気が付かない。あなたは暴走を止めることはできないがポイントを切り替えてトロッコの行き先を変えることはできる。このような場合、あなたはどうか？」

質問者はこの究極の選択を回答者に迫ったうえで、設問に条件を付加します。あるグループには「5人の作業員はあなたと同じ民族で、1人である作業員は異なる民族の人」という条件を提示し、別のグループにはその条件を知らせません。その回答の傾向を見て、1人である作業員を犠牲にすることをためらわなかった率を比較して、人間の心理的な動向を明らかにしようというわけです。

しかし、考えてみればこの設問にはいろいろ問題がありそうです。

まず何故回答者がそのトロッコが暴走しているという事を知っているのか。事前に知っているならば、なぜ作業員にその危機を伝えるという選択肢が与えられていないのか。

二つ目にポイントを切り替える以外に手段はないのか。例えばポイント部分に石を詰めてトロッコを脱線させるような手立てを講じないのは何故なのか。

質問者は回答者がこうした「全ての作業員を救う努力をする」という選択肢を封じたうえで、民族意識と行動の相関性を明らかにするという自らの望む回答を引き出そうとしているわけです。こうした回答からは民族意識に優先する汎人類的意識を覆い隠す歪んだ回答しか引き出せません。これが「悪魔の問い」

です。

さて、これまでの歴史上もっとも有害だった「悪魔の問い」とは何でしょうか。それは次の設問でした。

「あなたの体は誰のものか？」

この問いに多くの人は「自分のものだ」と回答してしまうでしょう。しかし、それこそが「悪魔の問い」の目的なのです。

本来、人間の意識(心・精神)と肉体は不可分の存在です。人間の意識は外界との関係を反映したもので、脳ばかりではなく体の様々な器官が生体の再生産活動をするうえで必要な情報を体内の伝達物質を放出することで成り立つものです。近年消化器官である腸が第二の脳であると言われ始めるなど、科学的な知見の発展はそのことを明らかにしてきました。従って肉体は意識の従属物ではなく、一個の個体として不可分の存在なのです。

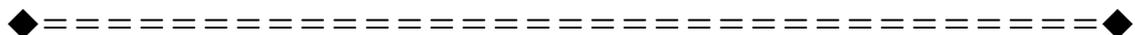
ところがそれをあえて意識と対峙しうる物体であるかのように思わせるのがこの「悪魔の問い」の目的なのです。

では「自分の体は自分のものだ」と回答してしまうとどのような事態に陥るのでしょうか。次にやってくるのは「肉体の切り売り」です。とはいってもシャイロックのような「肉をよこせ」と言う類の話ではありません。より正確に言うと「肉体の機能の切り売り」ということです。もっと具体的に言うと「労働力」を売れ、という事です。

本来、意識と肉体が不可分の状態にある個体、つまり一人の人間がその労働によって生み出すものはその人ひとりのものです。近代の資本主義以前の封建制度では、それを踏まえたうえで武力や社会の制度によって、その生産物を収奪することが行われていました。さらにそれ以前の社会では、そもそも共同体の管理下で共同生産するしかなかったため、生産物は一人のものと言うよりは共同体全体のものという形で分配時に収奪が行われていました。

しかし資本主義はその前に、つまり収穫物を一人ひとりのものと認定する前に、あらかじめ収奪を行います。その手法が労働力市場における不等価交換(搾取)です。その労働力市場を成り立たせるためには、人間の肉体の機能の切り売りを正当化する意識の形成が不可欠だったのです。

この「悪魔の問い」を発したのは、観念論的社会契約論者達でした。今日の基本的な人権論につながる「肉体の所有権」論こそが、今日の社会の矛盾と困難の根源にあります。



**【活動報告】**

6月25日、福島県漁連に対して、以前ALPS処理水に関する担当部局に送付した具申書を送付しました。トリチウムは分離不可能とする国・東電側の主張を根底から否定する知見の開示を目的としたものです。

次回の発行は8月2日を予定しております。いつもより一日遅い発行となります。ご了承ください。